

令和7年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第2号）

令和7年3月10日（月）

午前 10 時 開 議

【再 開】・・ 1

【会議録署名議員の指名】・・ 1

日程第1 会議録署名議員の指名

【一般質問】・・ 1

日程第2 一般質問

(1) 4番 柴田勇雄君・・ 1

(1) 町行財政運営に当たっての対応策について

令和7年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第2号）

告示年月日	令和7年2月27日（木）					
再開年月日	令和7年3月7日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和7年3月10日（月） 開議10時00分 散会11時01分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	竹花 結	○	6	姉帯 春治	○
	2	深澤 進	○	7	高宮 一明	○
	3	藤岡 徹	○	8	辰柳 敬一	○
	4	柴田 勇雄	○	9	山崎 邦廣	○
	5	山岸 はる美	○	10	鈴木 満	○
会議録署名議員	2 番	深澤 進	9 番	山崎 邦廣		
会議の書記	議会事務局長	松尾 さゆり	議会事務局長補佐	金子 桂子		

	役職名	氏名	役職名	氏名
地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	町 長	鈴木 重男	地域整備課長 兼水道事業所長	和野 康弘
	副 町 長	觸澤 義美	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	触 沢 誉
	教 育 長	石角 則行	まなび交流課長	大川原 洋一
	政策秘書課長	波紫 徳彰	病院事務局長	服部 隆行
	総務課長	松浦 利明		
	いらっしやい葛巻推進課長	主濱 隆志		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
	健康福祉課長	大石 和人		
	農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	大久保 栄作		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開議時刻 10時00分)

議長 (鈴木満議員)

朝の挨拶をします。おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は 10 名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第 120 条の規定により、議長から、2 番、深澤進議員及び 9 番、山崎邦廣議員を指名します。

次に、日程第 2、一般質問を行います。今回の定例会議には、1 名の議員から一般質問の通告がありました。なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて 1 時間以内に制限していますので、ご承知願います。制限時間の経過につきましては、制限時間 5 分前にベルを 1 回、制限時間になった時点でベルを 2 回鳴らします。制限時間を超えての質問あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは、通告順に発言を許します。質問、答弁とも簡潔、明快にお願いいたします。4 番、柴田勇雄議員。

4 番 (柴田勇雄議員)

今期定例会議の一般質問でただ一人の質問者

となりました柴田勇雄でございます。初めに、このたびの大船渡市における山林大規模火災により被災されました方々に対し、お見舞い申し上げますとともに、昨日 9 日、鎮圧状態のほうでしたが、一刻も早い完全鎮火宣言を願っております。

また、長期間にわたり懸命にこの火災消火、治安、避難活動等に当たっていただいた全国からの応援消防隊、自衛隊、警察、行政をはじめとする多くの関係者の方々に敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

さて、今回の一般質問では、最初に数項目にわたって町の行財政運営に当たっての対応等についてお尋ねをいたします。今期 3 月定例会議は、令和 7 年度、いわゆる新年度予算を中心に審議する議会であります。審議の主体をなす新年度の一般会計当初予算案の総額は、67 億 5,000 万円の提案となっております。この額は、前年度当初予算額と比べ減額の 4 億 5,000 万円、率にして 6.3% 減となっております。

新年度一般会計予算の歳入金額の大きい順の項目を見ますと、1 番目に国から町の地域格差が生じないように、かつ町が自由に使える資金として国から交付される地方交付税が 36 億 8,000 万円、54%と予算の大層を占めております。次に、2 つ目には、積立基金を取り崩して予算に繰り入れる繰入金で 8 億 6,000 万円、これが 12%です。次に、3 番目に、町民皆さんからの町民税、固定資産税等の町税が 5 億 7,000 万円、8%。4 番目に、事業実施する際、必要に応じ町が借金する町債 5 億

5,000万円、8%が主な内容となっております。

予算は、この歳入総額の範囲内で、歳出の予算が目的別の項目ごとに組み込まれ、円滑な町民サービス、行政運営はもとより、各種事業実施が図られるシステムとなっております。このように、一般会計予算歳入において、地方交付税と積立基金の繰入れの2つが上位を占め、その割合が何と66%となっております。この2つの歳入がなければ、予算編成ができない実態になるものと思われます。

こうした中、近年財政力が弱く、人口規模の小さい町村ほど地方交付税、特に地方交付税算定の際の歳出特別枠、これが手厚く算定されているとし、これが基金への積み上がり要因となっているとの指摘の声が上がっております。当町の財政力は、自主財源が乏しいことなどから、財政力指数は0.18と県下でも低いランク実態にあります。

当町におけるこれまでの普通交付税の交付状況を調査してみました。それによりますと、三位一体改革前の平成12年度は35億8,000万円、三位一体改革実施時の平成16年度は27億3,000万円、この額は最少交付額でございます。平成最後の年度となる平成30年度は28億6,000万円、令和に入り、令和2年度31億4,000万円。もっとも最新の令和6年度は36億1,000万円と、令和の年代に入り30億円超えの交付額となり、ここ数年右肩上がりの状況が続き、町財政の安定財源の実態にあります。これは、平成23年以降、一般財源総額について、実質的に対前年度の水準を確保

するという政治決着が続けられているとの情報であります。

普通交付税の増加と資金の積み上がりが関係にあると言われていることから、基金の積立状況、総額についても調査してみました。三位一体改革終了時の平成18年度は僅か6億2,000万円であったものが、公共施設等整備基金が創設された平成21年度は一気に16億9,000万円となり、その後の積立額も多く、平成30年度は58億1,000万円、そして令和5年度末で63億2,000万円となっております。特に公共施設等整備基金創設以後、この基金が物すごい勢いで積み上がりの実態となっております。

このような実態にありますが、億単位となる多額の基金積立に当たっては、一層の財政規律の確保と透明化、そして町民への財政内容の周知化を図る見地から、一定の積立基金への積立ルール設定等が必要と考え、次の項目についてお尋ねをいたすものでございます。

最初に1点目に、積立基金の積み上げ対応等ですが、その1つ目に財政基金と減債基金残高規模の考えについて伺います。

2つ目に、公共施設等整備基金への多額積み上げ理由と資金残高規模の考えについて伺います。

3つ目に、総務省の基金に関する調査で、人口規模が小さく、地方交付税への依存度の高い町ほど基金残高が多過ぎるとの声に対する町の考えについて伺います。

4つ目に、現行積立基金のさらなる有効活用を

図り、主要政策実現に向けた新たな積替え基金創設、例えば少子化、子育て充実に向けた資金措置等の考えについて伺います。

2点目の病院会計ですが、少子高齢化の深刻さが増す中、新たな病院施設整備を図り、地域医療の中核を担い、町内唯一で質の高い医療診療を目指す葛巻病院の果たす役割は極めて大きいものがあると思われま

す。しかしながら、病院経営は一般会計から、新年度予算でも1億5,000万円、前年度比で30万円増となっております。の経営安定資金助成が計上されておりますが、苦しい財政経営環境が続いております。これまでも赤字決算の状況となっております。累積赤字が毎年膨らみ続けている現状です。その対応策について伺います。

3点目ですが、国保税が新年度から総額で3,000万円引き上げられることになっております。特に低所得者層や年金受給高齢者の負担増が心配され、国保会計を取り巻く環境も厳しいものがあります。このような状況の中にあつて、国保会計財政調整基金の果たす役割と枯渇脱却への対応策について伺います。

以上、1回目の質問といたします。よろしくお願ひします。

議長（鈴木満議員）

町長。

町長（鈴木重男）

ただいまの柴田議員の質問にお答えをいたしたいと思ひます。ご質問の町行財政運営に当たつての対応策等についてお答えをいたします。その中の1点目ではありますが、積立基金への積み上げ対応等についてであります。町では、平成17年度以降、自立可能な行財政基盤の構築に向けた行財政改革の中で、事業費の節減や人件費の抑制などによる経常経費の削減のほか、国、県の補助事業や交付税措置のある有利な地方債の活用などによる安定的な財源確保に取り組んできたところであります。こうした取組により捻出された資金などを財源として、将来の財政需要に備え計画的に基金を積み立ててきたことにより、令和5年度末における基金現在高は、一般会計全基金の合計で63億2,700万円ほどとなっているところであります。

そうした中、まず財政調整基金と減債基金、残高規模の考えについてであります。財政調整基金の適正規模は一般的に標準財政規模の10%程度とされているところであります。当町は、財政力指数が0.18と低く、国の地方財政措置による影響を強く受けることや、社会情勢の変化や自然災害などへの備えを加味しまして、標準財政規模の20%程度を目安に積立てをいたしてあります。令和5年度末の財政調整基金残高は9億3,800万円、標準財政規模の22%ほどであり、積立目安としている必要額が確保されている状況であります。

一方、減債基金における一般的な積立基準は設

けられておりませんが、町では地方債借入残高の10%程度を目安として積み立てているところであり、令和5年度末一般会計地方債残高114億9,400万円に対して、減債基金の残高13億7,600万円でありまして、割合にしますと12%ほどとなり、積み立ての目安としている必要額を確保している状況にあります。

次に、公共施設等整備基金への積み上げが大きい理由と基金残高規模の考えについてであります。当町におきましては、昭和40年代に集中的に整備された様々な社会基盤の老朽化対策として、平成21年度に公共施設等整備基金を創設し、整備等に要する財源の確保に努めてきたところがあります。特に病院建設事業や江刈地区水道整備事業など、公営企業が実施する大規模事業の財源のほか、庁舎等建設事業など、施設整備のうち有利な充当財源がない事業の財源として公共施設等整備基金を活用しているものであります。

公共施設等整備基金の平成21年度から令和5年度までの積立総額は約56億円、取崩総額は約29億円となっており、庁舎等建設事業に9億7,500万円、病院建設事業の償還金に2億5,600万円、水道整備事業の償還金に2億1,300万円を充当しているところがあります。さらに、令和6年度からは庁舎等建設事業の地方債償還が始まっており、これまでは大型の施設整備に備えた蓄えであったわけではありますが、今後におきましては地方債の償還のために基金を取り崩して活用するという、そういった局面に移行してきており

ます。

そうしたことから、今後の基金総額は、公共施設整備等の本償還の開始に伴い年々減少していく見通しではありますが、老朽化に伴う公共施設の更新や住民ニーズによる新たな公共施設の整備など、将来の負担に備える必要もあり、基金として果たすべき役割は大きいことから、引き続き計画的な基金の運用に努めてまいります。

次に、総務省の基金に関する調査で、人口規模が小さく、地方交付税への依存度が高い町村ほど基金残高が大き過ぎるとの声に対する町の考えについてであります。平成29年度の財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会において、地方創生のための地方財政計画に計上されているまち・ひと・しごと創生事業費が小規模自治体で十分に使われず、基金残高を増加させる一因になっている可能性があるのではないかと指摘がなされたことは承知をいたしております。

しかしながら、自治体ごとに地域課題や財政状況が異なる中、各自治体の個別事情に基づき適正な財政運営を行っているものであり、1つの要因のみで危険が増加したと結論づけることは適切ではない、そのように捉えております。

その上で、一般論としてお答えをいたしますと、地方交付税の依存度が高いということは、それだけ財政力が弱い自治体であることと同義であります。そういった自治体は、財政力の脆弱性を補い、安定した財政基盤を確立するため、一定額を基金に積み立て、将来の突発的な財政需要に

備えておきたいとの心理が働いてしかるべきであるというふうに思っているところであります。三位一体改革の改革などにより、地方交付税が削減される時代の経験則からしまして、一定額の基金積立てを行う判断をした自治体が多かったのではないかと、そのように感じておるところであります。

当町としては、さきにお答えしたとおり、各基金の積立基準や将来の財政需要に備え、コスト意識を持った効率的で効果的な行財政改革に取り組んできた成果でもあり、適切に積立てを行ってきたものと認識をいたしております。

そうした中、現在国の財政状況は、コロナ対策や物価高騰対策に向けた国債の発行により、国債残高が過去最高額を更新するなど、見通しが不透明な状況にあり、町では行政サービスの水準を維持し、町政発展に必要な事業を展開していくために一定の基金を確保しておくことは、今後の安定的な行財政運営に資するものであると、そのように思っておるものであります。

次に、現行積立基金のさらなる有効活用を図り、主要施策の実現に向けた新たな積替え基金創設の考え方についてであります。基金につきましては、将来の不測の事態に備えるための財源として蓄えるものと認識をいたしております。当町では、財政調整基金及び減債基金のほか、既に目的に応じた 10 項目の特定目的基金を有しているところでありますが、それぞれの基金の目的に沿って適切に運用されているものと認識をいたして

おります。

そうした中、少子化対策や子育て環境の充実をはじめ、人口減少対策や地方創生など、町が直面する問題の解決が常に求められている状況であります。必要となる経費の財源には地域づくり振興基金やふるさと納税基金などを充当しているところであり、現時点で新たな基金創設については検討しておりません。

次に、2点目の病院会計の赤字決算から、累積赤字が毎年膨らみ続けている現状への対策についてであります。葛巻病院は、町内で唯一の公立医療機関として一般的な外来診療、入院診療のほか、リハビリ、救急医療の対応など、町民の生命と健康を守るために必要な医療サービスの提供を行っております。

一方で、採算性の面から、民間医療機関が提供困難な部門の医療サービス提供を担うなど、住民の利便性向上を優先とした対応をしており、経営面では厳しい条件の中で運営してまいったものであります。そうした中、現下の少子高齢化、人口減少や新型コロナウイルスの蔓延、さらには人件費や診療材料費の上昇などの社会情勢の変化への対応により、経営環境はより厳しさを増している状況でございます。

ご質問の未処理欠損金の近年5年間の状況であります。令和4年度決算におきましては1,300万円の単年度黒字を計上し、累積赤字を一時的に減少したものでありますが、その後においても増加している現状であります。経営の黒字化

の観点から考えますと、不採算部門を整理するなどの対策を講じることが有効、不採算部門を整理していきまると、経営的には黒字化の方向に進むと思われるわけではありますが、公立病院である葛巻病院には地域医療を守るという重要な使命があり、患者減少や収入減少にかかわらず、町民ニーズに沿った一定水準の医療サービスを提供し続ける、そういった必要があるものと考えております。

こうしたことから、不採算部門を維持しつつも、地域医療の継続的な提供と経営基盤の安定化を図るため、さらなる経営効率化に努めるとともに、一般会計による財政的支援を継続することも必要であるものと考えております。

3点目の国保会計財政調整基金の役割と枯渇脱却への対応策についてであります。財政調整基金の役割であります。国保財政の運営主体が都道府県化する以前は、年度途中で保険給付費が不足した場合の財源として、過去3年間の保険給付費の平均年額の5%以上を目安に基金積立てを行うこととされていたところであります。平成30年度の都道府県化へ移行後は、保険給付費につきましては全額県からの普通交付金で賄われることになり、代わりに町は保険税を徴収して県に納付金を納める仕組みに改められました。こうした制度移行に伴い、基本的には財政調整基金は必要がなくなったものと認識をいたしております。

一方で、保険税の収納不足に対応するための財源として今後も基金運用が考えられるものの、都

道府県化後において収納不足が発生した場合には、県の財政安定化基金からの貸付制度もあり、財政調整基金に代わる対策が講じられているところでもあります。

次に、枯渇脱却への対応策についてであります。県において第4期国保運営方針期間である令和12年度から令和17年度までに、国保税水準の完全統一を目指し取組を進めている状況の中で、市町村基金は各市町村の判断により取り扱うものとされております。

当町におきましては、決算剰余金が発生した際に財政調整基金に積立てを行い、財源不足等が生じた場合に財政調整機能として基金を運用していく考えとしておりますが、多額の積み増しをする必要はないものと考えております。都道府県化に伴い、決算補填目的での一般会計からの法定外繰入れが認められないことになり、これまで財政調整基金を取り崩しての財源補填で保険税率の改正に向けた取組を進めてきたところであります。

また、先般の議会では税率改正案を議決いただき、令和7年度からは新税率による賦課となりますが、極力基金を取り崩す必要がないよう、保険税収納率の維持、向上に向けた取組を強化してまいります。あわせて、保険事業などのインセンティブにより交付される保険者努力支援などの特別交付金の確保に努め、安定した国保財政の運営に努めていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満議員）

柴田議員。

4番（柴田勇雄議員）

多数項目にわたって一つ一つ答えていただきまして、ありがとうございました。まず最初に、財政調整基金の考え方というふうなことで、先ほど町長の答弁の中にありました標準財政規模の10%程度が全国的な流れになっているというふうな、前々からこのことは伺っていたところでございます。

しかしながら、現在高と、私は必ずしも財政標準規模の10%にこだわってはいない一人、そのようには考えております。というふうなことは、その地域、地域によって財政事情が違ってきて、全国一律の標準財政規模、現在約43億円かと思っておりますので、そうしますと4億3,000万あればそれでいいのかというふうな話になるわけですが、必ずしも私はそうじゃなくて、人口減少が激しい、あるいは面積が他町村よりも大きいとか、そういうふうな特殊事情の場合は、現在は20%程度というふうなことでございますけども、この辺りはむしろパーセントというよりは金額で15億以内にめどをつけておくとか、そちらのほうが現実的ではないのかなというふうな考えを持っている一人です。

それで、これにあまりこだわることなく、そういったようなルールづくりみたいなのをあらか

じめ町のほうでつくっておくべきではないのかと。ちなみに減債基金でも同じようなことが言えるかと思いますが、減債基金も地方交付税によってかなり充当可能なものがありますので、113億あっても、その65%、70%程度の金額になるのじゃないのかなと思っていますので、そうしますと減債基金についてもこの考え方少し和らげて積み立てておく必要もあるのではないのかなという私は考えを持っております。

そういったような財政運営についての考えは、町当局ではあまり硬くこの部分については考えているのではないのかなというふうに私は思っておりますが、そういったような視点を持つ財政でございますが、いかがでしょうか。

議長（鈴木満議員）

総務課長。

総務課長（松浦利明）

お答えを申し上げます。標準財政規模の20%ということで、目標として町では積立てしておるところでございますが、これまでも20%という中で積立てを行ってきたところで、ある程度20%という部分が、決められてはおりませんが、財政規律を運営していく中でのルールというような形での捉え方をしているものでございますし、同じく減債基金につきましても起債残高の何%ということについて、財政運営の立場からルールというような捉え方をしながら財政運営を進めて、基

金残高の積立てをしているというような状況で
ございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満議員）

柴田議員。

4番（柴田勇雄議員）

財政調整基金、減債基金、この2つはどちらか
といえば基金の中で、非常に全国的に目立って表
面に出てくる基金だと思っております。財政調整
基金と減債基金があれば裕福な町村というふう
な捉え方もされかねないというふうなこともご
ざいますけども、きちっとした考えでルールづく
りをしておくことが極めて大事ではないのかな
と。そういったようなことによって、当町の基金
の在り方はこのような形で進めていますという
ふうな、やはりそういうふうな姿勢がすこぶる大
事だと思いますので、先ほど課長のお話ですと堅
実財政を堅持したいというふうな意味が含まれ
ているのかなとは思っておりますけれども、その
辺の理由づけをもう少し深めて考えて、皆さん方
の考え方で積立てをしていくべきではないの
かなというふうなのが私の持論でございますの
で、検討に値しないというふうなことじゃなく
て、こういったようなことも見据えながらやるこ
とが極めて大事ではないのかなと、このように思
います。もう一度お願いいたしたいと思います。

議長（鈴木満議員）

副町長。

副町長（觸澤義美）

それでは、お答えいたします。財政調整基金、
そして減債基金の考え方ではありますが、先ほど来
町長からも答弁しておりますように、基準といた
しまして、これまでの町としてのルールといたし
まして、そして一般的に標準と言われております
基準財政需要額につきましては、標準財政規模の
約10%ということであるわけではありますが、今お
話しされた町の財政力指数等々を踏まえまして、
柔軟に対応するために10%さらに加算してとい
いますか、20%にしているというのは、まさに今
言っていることにも応えられるような一つの考
え方、ルールとして示しながら対応してきている
というように思っております。

したがって、これまでの取組といたしまし
ても、全国的に財政あるいは基金等々におきまし
て小さい自治体等で多く財源が確保されている
といたしますか、預金残高が多いのではないかと
言われている一つの基準といたしましては、財政調
整基金が一般的、全国的な水準の中での調整の中
で、まさにそういう視点での国としての捉え方も
あるわけありますので、とはいってしましても我が
町の財政事情等を踏まえながら、そこについては
20%にしているというところ等がまさに限界で
あると、そのようにも思っているところでありま
すので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（鈴木満議員）

柴田議員。

4番（柴田勇雄議員）

まず、考え方はいろいろあることは重々承知しておりますが、そういったような柔軟なやり方もやっぱりあるんですよというふうな意見もありますよということは重々知っていただきたいなと、このようにも思っております。

次に、公共施設の整備基金の関係でございますが、これがあまりにも急激な積立てになってきて、これに集中して、そのおかげでいろいろな大型事業ができてきたというふうなことも重々承知いたしているものでございまして、現在役場庁舎をはじめ病院、水道施設等の大型事業も行えたというふうなことも、こういったような成果が基金の積立てがあったからこそできたものと認識はしております。ただ、これがあまり公共施設基金にだけを中心にした積立てになってまいりますと、いろいろまた考え方も違ってくるものがあるのではないのかなと、このように思っております。

そこで、町のほうでは平成6年3月に公共施設等の総合管理計画を策定しております。これを見ますと、具体的に公共施設の整備の関係が総合的に、管理計画を見ますと計画されている内容になっております。こういったような公共施設等の総合整備計画との整合性のある公共施設基金の整備が必要ではないのかなと、これに基づいたよう

な公共施設の基金が必要だというふうな、この考え方の下にこれに積み立てていって、皆さんからのご理解をいただいたほうが、私は考え方とすればスムーズに行くのではないのかなというふうに思っております。

今後これについても大型事業が、この計画上では当分大きなものが見当たらないような感じしておりますので、この辺も十分内容を検討していく必要があるのではないのかなと、このように私は考えておりますが、いかがでしょうか。

議長（鈴木満議員）

副町長。

副町長（觸澤義美）

公共施設等整備基金についてでございますが、これまでは大型公共施設整備に向けてということで進めてまいりまして、これにつきましては葛巻病院であったり、あるいはこれまでも水道事業の大型事業であったり、老人福祉センターといえますか、福祉施設、あるいは今回の役場庁舎等々に向けての大型の整備に向けてということで進めてまいりまして、そういう中で、先ほど町長からもお話し申し上げましたように、約50億ほどの整備の基金もあったわけですが、それを今有効にといいますか、活用いたしまして、今20億台に減少してきているという状況。

あわせて、今後におきましても、葛巻病院の償還の今ピークになっているところでありま

すし、併せて今度役場複合庁舎と申しますか、この庁舎の償還等々も重ねて参りますので、そういう面でまず有効に活用していくということを基本にしながらも、先ほどございましたように今後の町の公共施設整備の改修と申しますか、整備に当たっての方針も示しながら、今後におきましてはそういう課題にもしっかりと取り組む、そういう面での公共施設等整備基金にしていきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（鈴木満議員）

柴田議員。

4番（柴田勇雄議員）

お話も分かりますが、体系づけられた基金の在り方というようなことから申し上げているわけでございますけれども、この公共施設等、一極集中したような基金の積立てになっているわけですので、こういったような管理計画に基づいたような積立て、理論化にもつながる、なってくるのではないのかなと、このように思っておりますので、その辺は十分内容を検討した上で、今後この積立ての在り方で、やはりこれもルール化したほうが私はいいのじゃないのかなというふうに思っておりますので、ここで、はい、やりますというふうなわけにはいかないと思っておりますけれども、そういったような視点も大事だなというふうなこともぜひ取り入れていただければなというこ

とで、あえて提言をさせていただきましたので、その辺のところをよろしく願いをいたしたいなど、このように思っております。

それから、財務省の基金調査による結果、先ほど町長からもいろいろお話ありましたけれども、こういったような批判めいたような考え方に、正当論として町の考え方がしっかりしていなければ、ずるずると減額されていくような感じもありますので、ぜひ正当論と申しますか、あるべき姿を堂々と述べられるような理論、そして在り方というふうなことを持った上での基金調査に対する批判等には、ぜひ対応が必要ではないのかなと思っておりますので、この辺についても基金調査、そして財政力が弱い、小規模の町村の事情等についても十分踏まえた上でこういったような基金調査をして、批判めいたような部分に対しての反論みたいな、正当論をぜひお持ちになっていただきたいというふうに思っておりますので、これについてもそのような姿勢もきちっとしたものを持っていただきたいということで質問させていただいておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

それから、基金の創設は、現在10項目あって考えていないというふうなことですが、そうじゃなくて、地方交付税で今どんどん、どんどん積み上がってきておりますので、これいつまで続くかは分からないものですが、これ以上続くのであれば、この10項目だけでは私は足りないと思っておりますので、新しい政策などをつぎ込

む際には、ぜひこういったような基金の創設も考えていくべきではないのかなという考えの下で質問させていただいておりますので、こういうふうな面を十分内容検討していただきたいものなどと、このように思っております。

次に、病院会計でございますが、先ほど答弁のとおりになっておりますが、現在病院会計の累積赤字となっているのはどのぐらいございますでしょうか。

議長（鈴木満議員）

病院事務局長。

病院事務局長（服部隆行）

お答えを申し上げます。令和5年度決算ベースの数値を申し上げたいと思いますが、6億5,900万円ほどとなっております。よろしく願いいたします。

議長（鈴木満議員）

柴田議員。

4番（柴田勇雄議員）

6億がこういった赤字というふうなことでございますが、これがさらなる赤字が膨張していきますとなかなか対応が難しくなるのではないのかなという視点で質問させていただいております。葛巻病院の赤字の解消は、やっぱり一般会計からの支援でなければできないものじゃ

ないのかなと基本的に考えておりますが、そういったような中で病院内部の経営努力もしなければならぬわけでございますが、予算などを見ますと、予算のときには収益と費用の分があまり大きな差がないわけでございますが、決算に行ったらかなりの開きが出てくるのが通例になっております。

そういったようなことから見れば、やはり一定の6億を超えた累積赤字を少しでも和らげていく必要があるのではないのかなというふうなことでございますが、そういったような視点から、これについても大体どのぐらいの額になったならば、やはりそれなりの対応をしなきゃならないというふうなことを持っていかなければ、病院会計がなかなか大変ではないのかなと思いますが、これは病院当事者よりも町財政の担当のほうからお答えをいただきたいと思いますが、そういうふうな面ではいかがでしょうか。

議長（鈴木満議員）

副町長。

副町長（觸澤義美）

お答え申し上げます。病院の今後の経営の在り方といたしますか、大変厳しい状況になる中での今後の対応の方向性ということではありますが、まず基本的には、葛巻病院であります。町長からも答弁しておりますが、地域医療を守るといいますか、そういうしっかりとした使命を持っていただ

きまして、そういう中での基本的に大事なものは医師、そして看護師等の、あるいは医療技術者の確保が最も重要であると、基本になっていくと、そのように思っているところでもあります。今おかげさまで常勤の医師4名、それから非常勤の医師2名、6名体制となっているところでもあります。そのほか、岩手医大あるいは県立中央病院等からも専門家の診療の応援をいただきながら、安心して診療できるような、そういう医療体制となっていると、このようにも思っておるところであります。今後につきましてもこの体制をしっかりと整えてといたしますか、そういう維持に努めてまいらなければならないと、このようにも思っておるところであります。

そういう中に、累積欠損金等々の関係で大変厳しくなっているというご指摘も受けているわけですが、この内容を見ますと、自治体病院、葛巻病院の性質上、どうしても患者の減少であったり、あるいはそういう中での収入の減という部分も関わってまいりますので、一定水準の医療サービスを確保するにはそういうところ等の部分も考慮しながら、町としてしっかりと体制支援といたしますか、財政運営上バランスを取りながらではありますが、進めていかなければならないと、このようにも思っておるところであります。そうした中に、今回の令和7年の当初予算におきましても、これまでも病院の経営健全化に向けてありますが、7,500万を対策として繰り出しをしてきたところではありますが、さらに最近の状況

等も踏まえまして3,000万をプラスいたしまして、1億500万の繰り出しとしたところでもあります。

そういう中に、今後どのような対応をしていくかということではありますが、これにつきましては今病院との運営上の関係等もいろいろ整理しております。今累積の保留している財源といたしますか、余剰金になるわけではありますが、約6億ほどになっておるところであります。キャッシュで6億ほどあるという状況にあるということではありますが、これが実際に今の病院を運営していく際にどの程度の基準の留保財源がなければならぬかということになるわけではありますが、約4億というような試算を今しておるところであります。まさにその辺の状況も、2億ほどの留保財源が多いような感じにはなるわけですが、そういう中ではその辺も見計らいながら、しっかりと今後は繰入れの部分といたしますか、一般会計と企業会計、病院会計とのバランス等も考えながらではありますが、今後もそこはしっかりと対応していかなければならないと、このように思っておるところであります。

基準といたしましては、やはり4億台の辺りを基本としながらも、しっかりとこれから対策を講じていかなければならないと、このように認識しておるところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（鈴木満議員）

柴田議員。

られるのか、その点について最後お伺いをいたしたいと思います。

4番（柴田勇雄議員）

分かりました。病院事業の経営継続の面から見ますと、やはり経営内容が医師をはじめとする医療スタッフの皆さんにあまり負担がかからないような考え方が極めて大事ではないのかなと、このようにも思っておりますので、今答弁がありましたような、総額では6億を超えた赤字があるわけですが、それが実際には4億程度がというふうなお話もありますので、そういったような部分、医師を中心とした医療スタッフの皆さんが不安がないような形での、ぜひ病院経営が成り立つような工夫をやはりやるべきだなというふうなことで申し上げさせていただいておりますので、その点についてもご留意をいただきたいなと、このように思っております。

最後に、国保会計の財政調整基金については、あまり必要度が薄くなったというふうなお話でございます。したがって、枯渇脱却をしなくてもいいというような、単純に申し上げればそのような答弁だったと理解しておりますが、いずれ国保会計、そういたしますと国保税に頼るしかないというふうな感じにもなってきますので、国保会計の運営がなかなか容易にはならざるを得ないような感じにもなってきますので、こういったような感じに、都道府県化に伴っての大きな改正でございますが、認識とすれば収入を増やす道は国保税の増税しかないというふうな考えに立ってお

議長（鈴木満議員）

副町長。

副町長（觸澤義美）

今回の国保財政調整基金の関係等からでございますが、これまでと仕組みが大きく変わったという観点の中で、これからは一般会計からの繰入れはできないルールになってきているということ等を踏まえまして、今後はやはりどうしても、1つには国保会計内での国保財政調整基金を確保していかなければならないということになるわけですが、その際には、今お話ありますように税収の収納率を落とさないようにするというところでございます。今97%であります、これが1%落ちますと125万、130万ほど不足するというような、財源不足が生じるというようなことにもなるものであります。

したがって、税収、収納率を落とさないような懸命な努力をしていくというのが1つでありますし、それからもう一つは保健事業の関係であります。その取組の評価によりまして交付金等に加算がございまして、これらを有効に活用できるように、それらについての配分のできるような保健指導といいますか、医療費がかからないような対策をどう取り組むかということになるわけですが、これについての対策をしっかりと

と進めながらであります。

そして、今の国保の基金 70 万ほどになっておりますが、さらにその分については増やしてまいりたいと、そして安定的な今後の運営に努めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（鈴木満議員）

柴田議員。

4番（柴田勇雄議員）

そのような姿勢もぜひ大事かと思っておりますので、国保運営も厳しさを増しておりますので、十分ご留意の上、運営をしていただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（鈴木満議員）

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日 3 月 11 日から 16 日までの 6 日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、3 月 11 日から 16 日までの 6 日間を休会とすることに決定しました。

なお、3 月 11 日及び 14 日は議案審査のため、輝くふるさと常任委員会を開会しますので、お知

らせいたします。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（散会時刻 11 時 01 分）